## 新技術・新工法活用促進制度実施要領の施行に関する要領

(趣旨)

第1条 本要領は、新技術・新工法活用促進制度実施要領(以下「実施要領」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(語句の定義)

第2条 本要領で使用する語句の定義は、実施要領によるものとする。

(登録申請)

- 第3条 実施要領第9条第4項に示す申請書は、「新技術・新工法活用促進制度」登録申請書(様式1)、 公募要件確認票(様式1-付)、概要説明書(様式2)とする。また、基準適合情報においては、加 えて技術基準評価表(様式2-2)を申請書とする。
- 2 実施要領第9条第1項に示す第3条、第4条及び第5条第1項に適合することを証する書類は、県 土整備部が特に求める場合を除き、書類の写しとすることができる。
- 3 実施要領第10条第3項に示す通知は、新技術・新工法活用促進制度における審査結果について(様式3)により行うものとする。

(活用報告)

第4条 実施要領第12条第2項及び第3項に示す活用結果に報告は、「新技術・新工法活用促進制度」 登録新技術等活用結果報告書(様式4)により行うものとする。

(変更等届出書)

第5条 実施要領第13条第1項に示す変更等の届出は、「新技術・新工法活用促進制度」登録情報変更・更新申請書(様式5)により行うものとする。

(掲載情報の提供の中止等)

第6条 実施要領第14条に示す掲載情報の提供の中止は、様式6により行うものとする。また、登録 の取り消しは、様式7により行うものとする。

(その他)

- 第7条 この要領の規定に基づき県土整備部に提出する書類は、以下に定めるとおりとし、電子メールによる提出とするが、電子メールによる提出とすることが困難な書類については、各1部を郵送により提出するものとする。
  - (1) 登録申請書(様式1)
  - (2)公募要件確認票(様式1-付)
  - (3) 概要説明書(様式2)
  - (4) 技術基準評価表(様式2-2)

- (5) 実施要領第3条、第4条及び第5条第1項に適合することを証する書類
- (6) 「新技術・新工法活用促進制度」登録情報変更・更新申請書(様式5)

## 附則

- この要領は、平成20年2月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年11月4日から施行する。
- この要領は、平成22年8月1日から適用する。
- この要領は、平成23年10月31日から適用する。
- この要領は、平成24年4月26日から適用する。
- この要領は、平成25年2月27日から適用する。
- この要領は、平成27年2月2日から適用する。
- この要領は、平成30年10月29日から適用する。
- この要領は、令和2年12月1日から適用する。